

(一社) 山形県水泳連盟 選手行動規範

【趣 旨】

山形県代表選手（強化指定選手及び候補選手を含む）がフェアプレー精神とマナーを尊び、スポーツ選手としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献するために、代表選手（強化選手・強化候補選手）としての誇りと自覚と責任を持って行動し、ひいては水泳・スポーツの普及と発展を図ることを目的に本規範を制定する。

【規範の遵守及び行動】

1. 多くの県民や関係者の支援を受けていること、社会から注目されていること、多くのスイマーの憧れであることなどを十分に自覚した行動をとること。
2. 行動及び行事において定められた時間（集合・門限等）を遵守すること。
3. 合宿、遠征及びミーティングなど連盟が指定する行事には必ず参加すること。ただし、各競技委員長及び監督等がやむを得ない事情によるものと認めた場合はその限りではない。
4. 意図的な身体装飾（著しい髪の色、ピアスなどのアクセサリ類の着用、ネイルやマスカラなどの化粧、刺青（タトゥー）を禁止する。
5. スマートフォン、携帯電話、ゲーム類等の使用は指導者の指示に従い、消灯時間を過ぎての利用は非常時の連絡など特別な事由がある場合以外は禁止する。
6. 山形県代表選手及び強化指定選手・候補選手としての行動期間においては、緊急事態以外での異性の部屋への立ち入らないこととし、チームとしての交流は共有スペースで行うこと。
7. ソーシャルメディアに関し、山形県代表選手及び強化指定選手・候補選手としての活動期間において個人情報保護法に抵触すると思われる投稿並びに写真等の掲載を禁止する。
※閲覧制限のある場合も含む
8. その他の必要な事項については、代表監督、コーチなど責任者の指示に従うこと。

以上の内容を承知した上で、参加承諾書を遠征・合宿・練習会の集合時に提出すること。

禁止項目を違反したと認められた者は、所属の担当コーチ、及び保護者へ連絡の上で監督・ヘッドコーチの判断により、違反の程度により下記の処分を受ける。

【違反選手に対する処分】

- (1) 遠征・合宿・練習会に参加することを停止し、直ちに帰宅させること。
- (2) 代表（強化指定、強化候補指定を含む）の権利を剥奪すること。

【附則】本規範は、令和3年5月2日より施行する。